

立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試 行基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び修繕（以下「建設工事等」という。）について、建設業者の受注機会の拡大を図るため、立川市工事請負約款及び立川市修繕請負約款で規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 次の各号に掲げる全ての要件に該当するときは、現場代理人の兼任を認める。ただし、1人の現場代理人が兼任できる建設工事等は、2件までとする。

- (1) 現場がいずれも市内であること。
- (2) 兼任する建設工事等の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の合計額が4,000万円未満であること。ただし、兼任する建設工事等の両方が、橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、その一方または両方が立川市建設工事における技術者等配置基準（平成25年4月1日財務部長決定）第2条第4項第3号に現場代理人の常駐を要しないものと規定している工場製作のみが行われている期間にある場合は、1件当たりの当初契約金額が4,000万円未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、施工の難易度又は内容により兼任が困難であると判断したときは、現場代理人の兼任を認めないものとする。

(現場代理人の兼任の明示)

第3条 現場代理人の兼任の可否については、建設工事等の発注時に告示又は仕様書等により明示するものとする。

(連絡員)

第4条 受注者は、現場代理人の兼任が認められたときは、建設工事等ごと

に連絡員を選定し、現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えなければならない。

2 前項の連絡員を選定したときは、受注者は、速やかに市に連絡員選定届出書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 現場代理人は、立川市工事請負約款第10条第2項及び立川市修繕請負約款第8条第2項の規定により委任された権限を連絡員に再委任することはできない。

4 受注者は、受注者又は下請負人と雇用関係にある者から連絡員を選定することができる。この場合において、下請負人から選定するときは、下請負人との契約が確認できる書類を提出しなければならない。

5 連絡員は、他の建設工事等の連絡員となることができない。

（兼任の手続）

第5条 受注者は、この基準により現場代理人を兼任させるときは、現場代理人の兼任承諾申請書（第2号様式）により当該兼任の内容について市に申請し、承諾を受けなければならない。

2 現場代理人の兼任に係る申請の承認にあたって付す条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 現場代理人は、市と常に携帯電話等で連絡が取れ、市が求めた場合には、速やかに現場へ向かう等必要な対応をしなければならない。

(2) 現場代理人により現場における適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障を生じさせてはならない。

(3) 現場代理人は、いずれかの現場に駐在しなければならない。

(4) 現場代理人は、1日1回以上は当該現場に駐在し、現場管理にあたらなければならない。

3 第1項の規定による申請を行う現場代理人が、既に現場代理人として配置されている現場において、運営又は取締りに不備があり、契約の履行に支障がある場合は、現場代理人の兼任を認めないこととする。

（受注者の義務）

第6条 受注者は、現場代理人が兼任する一方の現場に従事しているときに

あっても、他方の現場代理人の契約履行上の負うべき義務を免除するものではないことに留意するものとする。

- 2 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理及び工程管理についてより一層配慮しなければならない。

(兼任の解除)

第7条 兼任する建設工事等に関して、虚偽の申請又は施工内容の不備を認めるときは、現場代理人の兼任を解除することができる。

(設計変更時の取扱い)

第8条 兼任している建設工事等がその後の設計変更により、第2条第1項第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合においても、引き続き当該兼任を認めるものとする。

(参加停止等)

第9条 受注者がこの基準に違反し、市の是正指示等に従わない場合には、立川市競争入札等参加停止基準(平成8年6月28日市長決定)に基づく参加停止措置等を講ずることがある。また、当該違反内容が法令等に抵触する場合には、監督行政庁等への通報を行うものとする。

(その他)

第10条 この基準の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

連絡員選定届出書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者 氏名（名称）

（代表者）

印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱
試行基準第4条により、連絡員を選定しましたので届け出ます。

		既受注工事等 (契約番号_____号)	新規工事等 (契約番号_____号)
件名			
場所			
工期			
契約金額			
現場代理人			
連絡員	氏名		
	所属会社 名称		
	連絡先 (電話番号)		

※連絡員を下請負人から選定するときは、受注者との契約が確認できる書類を添付すること。

現場代理人の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）
受注者 氏名（名称）
（代表者）

印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第5条により、現場代理人を他の工事等の現場代理人と兼任させたいので、承諾願います。

なお、両工事等の履行にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事等（契約番号_____号）	新規工事等
件名		
場所		
工期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理 技術者		
兼任理由		

（受注者）殿

立川市長

印

○年○月○日付けで申請のありました現場代理人の兼任について、承諾します。